

豊川市公共用地境界確定事務の流れ

① 境界確定の申請（第3条、第4条）

申請者（公共用地に接する土地の所有者）

○ 公共用地境界確定申請書（様式第1号）の提出

※添付書類（申請時に用意できないものは後日添付も可とする）

- ・位置図
- ・公図写し
- ・登記事項証明書（要約書）
- ・関係土地所有者一覧表
- ・現況実測平面図
- ・委任状
- ・隣接地、対側地の確定測量図・換地図等
- ・その他

② 書類審査（第5条）

○ 審査事項

- ・申請者の申請適格の具備性
- ・境界確定申請地が公用土地であること
- ・申請書の記入漏れの有無、必要添付書類の確認
- ・申請地、付近地の確定の有無

③ 事前調査：必要に応じ調査（第6条）

○ 調査基準となる事項

- ・旧土地台帳、周辺土地の沿革
- ・法務局備付地図の分筆、合筆等の経過
- ・境界付近の沿革確認可能な古図、換地図等
- ・過去の立会記録、資料等

④ 立会実施のための通知、依頼（第7条）

○ 境界確定のための立会

- ・市は、申請者に、立会場所、立会日、その他必要な事項を通知
- ・申請者は、立ち会いが必要な隣接土地所有者、利害関係人、その他参考人等に立会依頼をする

⑤ 境界確定の立会（第8条）

- 市は、関係土地所有者一覧表（申請書添付）により立会者の確認
- 立会者全員（委任者の場合はその者）により確定を行う
- 市は、既設杭の位置等の情報提供を求めることができる
- 市は境界確定を、現況実測平面図、公図、登記事項証明書、登記要約書等の資料に基づき行う

⑥ 境界立会報告書の作成（第 9 条）

- 市は、⑥における境界確定の協議（立会）をした場合は、確定・未確定に係わらず、境界立会報告書（様式第 6 号）を作成

⑦ 境界立会報告書の審査・確定（第 10 条）

- 作成された境界立会報告書の内容を審査し、確定又は未確定か等を内部的に判断（協議）する

⑧ 境界確定図書の作成（第 11 条）

- 市は、⑦までの処理が整ったときは、申請者に下記の図書を提出させる
 - ・境界確定図
 - ・利害関係者の境界立会承諾書（様式第 8 号）
 - ・その他書類

⑨ 境界確定書の交付（第 12 条）

- 境界確定後、境界確定証明書を受ける者は、境界確定証明交付申請書（様式第 7 号）に⑧の図書を添付し申請
- 市は、申請書が適切なとき、境界確定証明書（様式第 9 号）を交付

⑩ 境界標の設置（第 13 条）

- 境界確定したとき、申請者が境界標を設置するものとする

⑪ 申請の取り下げ（第 14 条）

- 申請者が、公共用地境界申請書取下願（様式第 10 号）を提出する

⑫ 申請の却下（第 15 条）

- 下記のいずれかのとき、市は、公共用地境界確定申請却下通知書（様式第 11 号）により、申請を却下
 - ・市が、提出を求めた書類が未提出で、催促の通知（様式第 12 号）後 60 日以内に提出されない場合
 - ・申請者が立会に応じず、立会日から 60 日以内に現地立会に応じない場合

⑬ 不調通知（第 16 条）

- 市は、以下のいずれかの場合、公共用地境界確定不調通知書（様式第 13 号）で通知
 - ・境界確定線の協議が整わない
 - ・境界確定協議の整った日から 90 日以内に境界確定図書が提出されない
 - ・申請する土地が訴訟中
 - ・その他境界を確定できない場合